

# 祝島漁民が会見開き論駁

## 中電の新手のボーリング調査強行策

### 稚拙な「和解条項違反」

「埋立免許」と「占有許可」も無理解 違法性鮮明に

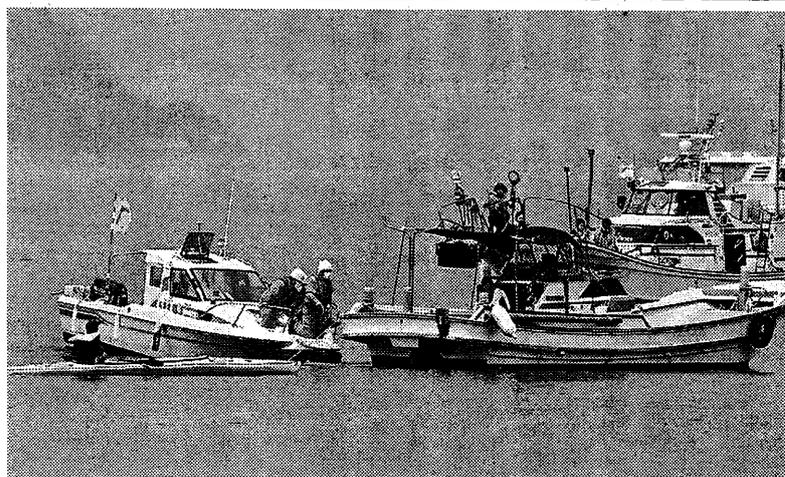
上関原発を建てさせない祝島漁民の会（島民の会、清水敏保代表）は三日オンライン記者会見を開き、中国電力が八月二十七日付け文書で示した「海上ボーリング調査が実施できなかったのは、平成二六（二〇一四）年六月二日付けの和解条項に反している」とする主張がまったく事実無根であることを完膚なきまでに立証した。そのうえで中電の海上ボーリング調査は違法であることを再度明確にした。

### 漁業補償契約もすでに無効

オンライン記者会見に和明、井上雅文から島民の会の清水敏保、橋本久男の両氏が代表として出席し、明治学院大学名誉教授の熊本一規氏も参加した。最初に清水氏が経過を報告し、熊本氏が補足説明をおこなった。中電は二〇一九年一月と二〇二〇年一〇月に海上ボーリング調査を実施しようとしたが祝島の漁民の協力を得ることができず中断した。今年も六月に三回目の海上ボーリング調査をおこなうことを表明したが、まだ実施できていない。

そうしたなかで八月二十七日付けで中電の代理人弁護士（末国陽夫、松村

は同会の清水敏保、橋本久男の両氏が代表として出席し、明治学院大学名誉教授の熊本一規氏も参加した。最初に清水氏が経過を報告し、熊本氏が補足説明をおこなった。中電は二〇一九年一月と二〇二〇年一〇月に海上ボーリング調査を実施しようとしたが祝島の漁民の協力を得ることができず中断した。今年も六月に三回目の海上ボーリング調査をおこなうことを表明したが、まだ実施できていない。そのうえで中電の海上ボーリング調査は違法であることを再度明確にした。



ボーリング調査の協力のお願いをする中電社員と祝島の漁民（6月29日）

為してはならない」としている。よって、九月一〇日までに「海上ボー

リング調査に対し、和解条項の内容を理解し遵守する旨」を書面で回答するように」というものだった。

これに島民の会は文書で回答するとともに、オンライン記者会見を開き見解を明らかにした。

まず、埋立の手続きとしては「公有水面埋立法では、埋立事業者が埋立免許を得ても直ちに埋立事業に着工できるものではなく、着工するには埋

立施行区域内の水面権者への損失補償等が必要である（第八条）」ことを明確にした。埋立事業にもなつて損失が生じる場合、損失補償なしに埋立事業を実施すれば憲法二九条違反になる。

そのため、埋立事業者は埋立施行区域内の財産権の権利者と補償契約を結び、補償を支払ううえで埋立事業に着工することになっている。

次にボーリング調査の手続きについて。ボーリング調査は埋立事業ではないので、公有水面埋立法は適用にならない。したがって事業者が埋立免許を得ることもない。ボーリング調査は「一般海域の利用に関する条例」にもとづく占有許可を得ておこなわれることになっている。埋立の場合と同様に、ボーリング調査にもなつて損失が生じる場合には、損失補償を支払わなければならない。

二〇一四（平成二六）年六月二日の和解条項では、「有効な公有水面埋立法による免許に基づ

き、適法に埋立に関する工事を再開したとき」は祝島漁民は中電に対して不作為義務（特定の作為をおこなってはならないことを内容とする義務）を負うとしている。しかしボーリング調査は埋立免許にもとづく行為ではなく、一般海域占有許可にもとづく行為であり、この点だけからも、ボーリング調査に対して祝島漁民が和解条項にもとづく不作為義務を負わないことは明白だ。

そのうえ、適法なボーリング調査を実施するには、調査施行区域内の財産権の権利者と補償契約を結び、補償を支払うことが必要だが、ボーリング調査の補償は一切なされていない。よって祝島漁民の権利を侵害する違法なボーリング調査になっている。

以上の点から埋立であ  
れボーリング調査であ  
れ、違法な行為に祝島漁  
民の不作為義務は存在し  
ないと明確にした。

さらに、中電が「二〇  
〇〇年の補償契約でボー  
リング調査に対する損失  
補償はした」と主張して  
いる点については反論済  
みだとして内容を簡単に  
紹介した。二〇〇〇年時

点で二〇一九年のボーリ  
ング調査が予測できた根  
拠はどこにあるのか。ま  
た、漁業補償契約は直近  
の五年間の漁獲データに  
もとづいて算定される  
が、二〇〇〇年の時点で  
二〇二四〜二〇一九年の  
漁獲データにもとづく算  
定ができたのか。また、  
二〇〇〇年当時操業して  
いた祝島漁民は二〇一九

年時点とは多くが異なっ  
ている。それをどう予測  
できたのか。

しかも二〇〇〇年に中  
電が支払ったとする漁業  
補償金は県漁協祝島支店  
も祝島の漁民も受けとっ  
てはいない。さらに契約  
にもとづく債権の効力は  
一〇年間たつと消滅す  
る。中電が二〇〇〇年四  
月に結んだ漁業補償契約

は二〇年以上もたちすで  
に消滅している。中電は  
祝島漁民に対し補償金も  
支払っていないし、補償  
契約も無効になってお  
り、埋立て、ボーリング  
調査とも違法である。

清水氏はメディアがこ  
の間祝島の漁民が「阻止  
行動」や「抗議行動」を  
やっていると報道してい  
ることは事実を反してお

り、「当然の権利である  
つりをやっている」「安  
心してつりができる状況  
にしたいために中電の調  
査協力を断っている」と  
説明し、そのように報道  
してほしいと要請した。

熊本氏は祝島の漁民は  
いつもの漁場でいつもの  
つり漁をやっているだけ  
であり、それを妨害して  
いるのはむしろ中電だ。

ボーリング調査をやらせ  
ると漁業ができなくな  
る。威力業務妨害罪にあ  
たる可能性があるとのべ  
た。

なお、九月一〇日付け  
の中電の代理人弁護士へ  
の回答文書のなかで最後  
に「なお貴職が和解条項  
にもとづく不作為義務」  
を主張するならば、①ボ  
ーリング調査がなぜ「有  
効な公有水面埋立法によ  
る免許にもとづく工事」  
にあたるか、②損失補償  
が支払われていないボー  
リング調査がなぜ適法な  
行為といえるのかにつ  
いて説明することを求め、  
納得のいく説明がない限  
り、自由漁業の権利を行  
使し続けるとしている。  
加えて中電の行為が今後  
も続くならば、威力業務  
妨害罪で訴える可能性も  
あることを知らせておく  
としている。